

水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の 設定を不要とする農薬について（微生物農薬）

微生物農薬については、「水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に係る微生物農薬の当面の取扱いについて」(平成 25 年 5 月 29 日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会(第 34 回)了承。以下「当面の取扱いについて」という。)に基づき、微生物農薬テストガイドラインに基づき提出された試験成績及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターの微生物農薬検討会での検討結果を基に、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬とすることについての検討を行うこととされたところである。

次頁¹の微生物農薬については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの微生物農薬検討会で、環境生物（淡水魚・淡水無脊椎動物・植物）に影響を及ぼす可能性は低いと判断されたこと、ヒトに対して毒性・病原性・感染性・生残性は認められず影響はないと判断されたことから、第 2 段階以降の試験を求める必要はないとされており、「当面の取扱いについて」の（2）に該当することから、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を行う必要がない農薬とする。

¹ 次頁の微生物農薬に関する資料については、独立行政法人農林水産消費安全技術センター微生物農薬検討会資料を基に作成。

微生物農薬に関する資料

1

農薬名	ラクトバチルス プランタラム
学名【菌株名】	<i>Lactobacillus plantarum</i> 【BY】
用途（初回登録）	殺菌剤（登録申請中）
生物農薬としての特性	本剤は乳酸菌であり、農薬としての効果は、本剤が産生する乳酸による病原菌への抗菌作用、本菌の散布により誘導される植物病害抵抗性による防御作用によるものが示唆されている他、病原菌との競合による防除作用によるものと考えられている。
環境生物に対する影響試験（淡水魚影響試験、淡水無脊椎動物影響試験、植物影響試験）の概要	淡水魚影響試験 原体を用い、コイを供試生物とした試験が実施された。その結果、異常は観察されず、死亡も認められなかったこと等から、淡水魚に対して影響を及ぼすおそれはないと判断された。
	淡水無脊椎動物影響試験 原体を用い、オオミジンコを供試生物とした試験が実施された。その結果、異常は観察されず、死亡も認められなかったこと等から、甲殻類に対して影響を及ぼすおそれはないと判断された。
	植物影響試験 原体を用い、2科4種の単子葉植物及び6科6種の双子葉植物を供試植物として試験が実施された。その結果、処理区と無処理区間で生育程度に差が認められず、また病徴も観察されなかったことから、本剤が植物に対して影響を及ぼす可能性は低いと判断された。
	これらの試験結果より、環境生物に影響を及ぼす可能性は低いため、第二段階以降の試験の必要がないとされている。
ヒトに対する安全性試験の概要	単回経口投与試験 原体を用い、SDラットを供試動物とした試験が実施された。その結果、異常・死亡、体重変動、病理変化が認められなかった。これらのこと等から、毒性、感染性、病原性及び生残性は認められず、問題ないと判断された。
	その他の試験（単回経皮投与試験、単回経気道投与試験、単回静脈内投与試験）も含めて、ヒトに対する安全性試験の結果より、第二段階以降に進む要件とされている毒性・感染性・病原性・生残性が認められなかった。